回数券払戻しに関する事項

利用約款第9条に基づき、2010年3月まで販売しておりました通用期限のない（使用できる期間が未設定）回数券について、以下のとおり払戻しをいたします。

○払戻しを行う回数券の種類

安房峠道路回数券（軽自動車等、普通車、中型車、大型車、路線バス、特大車）

使用できる期間が未設定の回数券に限り、払戻しを行います。

○払戻しの期間

2025年3月31日まで（当日消印有効）

○申出の方法及び払戻しの方法

　安房峠道路回数券払戻請求書に必要事項をご記入のうえ、未使用の回数券（原本）を同封し、弊社にご郵送ください。

偽造券が発見されておりますので、弊社到着後、真贋鑑定を実施させていただくため、払戻し（口座振込）まで一カ月程度かかる場合があります。

　なお、振込金融機関から弊社に発行される（総合）振込証明書をもって、お客さまからの領収書とさせていただきます。個々のお客さまへの改めてのご通知はいたしません。

　※専用封筒の郵送に係る手数料は弊社が負担致します。

　※払戻し金額の振込手数料は弊社が負担致します。

　※券面記載事項が不明である場合や、真贋鑑定の結果、当該券片が正規に発行されたものであると認められない場合は払戻しいたしません。

○払戻しに関するお問い合わせ先

　中日本高速道路株式会社　お客さまセンター（通話料無料・年中無休・２４時間）

　０１２０－９２２－２２９

　フリーダイヤルをご利用になれない場合は ０５２－２２３－０３３３（通話料有料）

以　上

　年　　　月　　　日

安房峠道路回数券払戻請求書

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| フリガナ  氏名（又は法人名） |  | | | |
| 住所 |  | | | |
| 電話番号 |  | | | |
| 券種・枚数 | 車種 | 軽自動車等　・　普通　・　中型　・　大型　・　路線バス　・特大 | | |
| 枚数 |  | 枚 |  |

回数券の払戻しは、通用期限が未設定の回数券に限ります。

振込指定先

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 振込指定  金融機関名 |  | 銀行  信用金庫  信用組合 |  | 支店 |
| 口座種別 | 普通　　・　　当座 | | | |
| 口座番号 |  | | | |
| フリガナ |  | | | |
| 口座名義 |  | | | |

※お振込先は、申請者ご本人様の口座とさせていただきます。

お客さまの個人情報は、法令等により開示を求められた場合を除き回数券の払戻の業務のみに使用いたします